

業務改善助成金申請にあたっての重要事項

業務改善助成金申請に係る重要事項をご案内いたします。必ずご確認ください、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1 交付申請前の賃金引上げ（就業規則等の改正及び適用）は厳禁です。

賃金引上げは、交付申請より後から愛媛県地域別最低賃金発効日の前日までに行う必要があります。

交付申請前に就業規則等へ事業場内最低賃金の規定の改正（監督署への届け出、10人未満の事業所にて就業規則を作成していない場合は、就業規則に準ずるもの及び労働者代表の意見書の作成）及び適用がなされている場合は、助成を受けることができません。

2 交付決定前の購入（納品・支払い）等は厳禁です。

助成金の対象となる物品の購入（発注・契約・納品・支払い）や事業の実施（コンサルタントの開始等）は、交付決定後でなければなりません。

交付決定前に納品等をされた場合は、助成を受けることができません。

（申請後、交付決定（最長3か月の審査期間）されると、「交付決定通知書（様式第2号-1）」が発行されます）

3 交付決定後に計画の金額・内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。

計画を実施する中で、助成対象経費の増額や導入機器の変更が明らかになった場合、速やかに雇用環境・均等室に相談を行い、あらかじめ（発注・契約前）、事業計画変更申請書（様式第3号）を提出する必要があります。（軽微な変更かどうかの判断は労働局で行いますので、必ず事前にご相談いただきますよう、お願いいたします。）

また、事業計画変更申請書をご提出された場合でも、事業計画変更承認通知書（様式第4号-1）における承認決定（最長3ヵ月の審査期間）の通知があるまでは、発注・契約・納品・支払いのいずれの業務改善計画も進めることができません。

変更申請がなかった場合や、承認前に計画を進めたことが判明した場合、事後の報告を行った場合等は、いずれも交付決定の取消しとなる可能性がございますので、十分にご注意ください。